看護小規模多機能型居宅介護そらまめ　運営規定

（事業の目的）

1. 株式会社ゆららが設置する看護小規模型居宅介護そらまめ（以下「事業所」という。）において実施する看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、看護小規模多機能型居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

サービス提供にあたっては、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する。

２　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　事業所は、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　事業所は、前６項のほか、「摂津市地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日摂津市条例第４号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　看護小規模多機能型居宅介護　そらまめ

（２）所在地　摂津市千里丘２丁目４番２０号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員 訪問看護ステーションそらまめ管理者と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員　２名（非常勤2名）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護の計画作成にあたる。

（３）介護従業者

看護職員　６名（常勤2名、非常勤4名）

介護職員　７名（常勤5名、非常勤2名）

　　　　介護従業者は登録者の居宅を訪問して看護小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　　３６５日

（２）営業時間

 通いサービス　基本時間　11時から14時まで

 宿泊サービス　基本時間　14時から11時まで

 訪問サービス　２４時間

（登録定員及び利用定員）

第７条　事業所における利用定員は次のとおりとする。

（１）登録定員　　　２９名

（２）通いサービス　１８名

（３）宿泊サービス　　８名

（看護小規模多機能型居宅介護の内容）

第８条　看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）介護計画の作成

（２）相談、援助等

（３）通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

②健康のチェック

③機能訓練

④入浴サービス

⑤食事サービス

⑥送迎サービス

（４）訪問サービスに関する内容

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

２　サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の容態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービス並びに看護サービスを組み合わせた介護を行う。

（利用料）

第９条　看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとする。

（１）事業所から片道おおむね６キロメートル未満　500円

（２）事業所から片道おおむね6キロメートル以上　1500円

３　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食350円、昼食600円、夕食600円

４　宿泊費については、1泊3000円を徴収する。

５　おむつ代については、１枚150円を徴収する。

６　前各号に掲げるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

７　前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

８　看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

９　法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、摂津市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条　利用者は看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を看護小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条　看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。看護職員は、必要に応じて臨時応急の手当てを行う。

２ 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理）

第14条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をする

ものとする。

（苦情処理）

第15条　看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（運営推進会議）

第16条　事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の運営に当たっては、地域に開かれたサービスとし、その質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

２　運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者等により構成するものとする。

３　運営推進会議の開催はおおむね２月に１回以上とする。

４　運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（虐待防止に関する事項）

第17条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（個人情報の保護）

第19条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第20条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１か月以内

（２）継続研修　　年３回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、看護小規模多機能型居宅介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆららと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和６年８月１日から施行する。